

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

 TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028
 URL http://rokyo.net

社会保険料率の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

平成21年9月(10月末納付分)から社会保険料率の変更となりますのでお知らせ致します。

毎月の給与からの保険料徴収については、従来どおり別途お渡しする社会保険料一覧表により控除を行って頂き、賞与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。

平成21年9月 から 平成22年8月 の間の社会保険料(本人負担分)

健康保険料^{※注1}

兵庫県内事業所 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × **4.1%** 【変更無し】

大阪府内事業所 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × **4.11%** 【変更】

(健康保険組合加入の事業所は異なる場合があります)

介護保険料

… 賞与支給額(千円未満切捨て) × **0.595%** 【変更無し】

(40歳以上65歳未満の被保険者)

厚生年金保険料

… 賞与支給額(千円未満切捨て) × **7.852%** 【変更】

※注2

なお、賞与の上限については、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円が上限となります。

※注1

☆健康保険料について

健康保険については、昨年10月より全国健康保険協会の管掌へと移行しており、保険料率についても今年の9月からは各都道府県ごとに地域の医療費の格差等を反映した保険料率を設定する事となっています。上記の通り、兵庫県下の事業所は昨年と変更はありませんが、大阪府下の事業所においては料率を変更しておりますのでご注意下さい。

※注2

☆厚生年金保険料について

厚生年金の保険料については、平成16年10月から平成29年までの間、毎年9月に会社負担と本人負担を併せて0.354%ずつ料率が引き上げられており、本年9月からの保険料は上記の通りとなります。